

議事要旨(3)実務対応専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、関連会社の会計処理の原則及び手続の統一について、実務対応専門委員会での意見を踏まえながら、持分法に関する会計基準案及び実務対応報告案の具体的な内容の検討を行っている旨の説明がなされた。続いて、中根研究員から持分法に関する会計基準及び実務対応報告の文案に基づいて、投資会社及び持分法を適用する被投資会社の採用する会計処理の原則及び手続の統一に関する考え方や適用時期、設例等について、実務対応専門委員会での検討状況を踏まえた説明がなされた。その後、次のような質疑応答がなされた。

- ・ 現在の実務対応報告の文案では、当面の取扱いを適用し、実務対応報告第 18 号に準じた処理を行う場合、特定の項目については、適用初年度の期首において持分法適用会社の純資産に変動額が生じるうる場合であっても、純資産を変動させず、持分法適用会社の貸借対照表額に基づいて会計処理を行うことができることとしているが、当該会計処理が認められるのは、修正のために必要となる過年度の情報を入手することが困難である場合に限定したほうがよいのではないかと指摘があった。
- ・ 会計基準案及び実務対応報告案のコメントを募集するにあたり、実務対応報告案及び実務対応報告第 18 号が、実務負担に配慮した当面の取扱いを定めるものであるため、実務対応報告案適用後、一定期間後に当該取扱いについて再検討すべきかコメントを求めることとしているが、実務対応報告第 18 号の取扱いは、関連会社の会計方針の統一とは別途、議論すべきことであるとの指摘があった。
- ・ 連結財務諸表制度の見直しに関する意見書において、親子会社間の会計処理の統一にあたっては、より合理的な会計処理の原則及び手続を選択すべきであり、親会社の会計処理を子会社の会計処理に合わせる場合も考えられるとしており、企業集団としてより適切に財政状態および経営成績を開示するという観点から会計方針を選択することが原則であるが、現在の会計基準の文案では、上記の観点が欠けているため、文案を再検討すべきではないかと指摘があった。
- ・ 会計基準案において、共同支配の実態のある合併会社の扱いについて記載があるが、文意が不明確なため文案を修正すべきではないかと指摘があった。

以 上